

水道用資機材の浸出試験について



The Knights

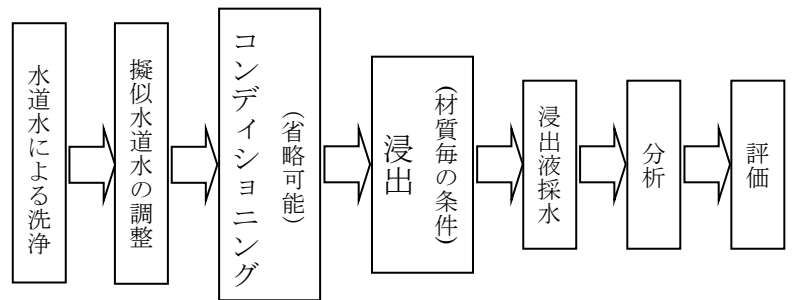
水道用資機材とは、水道水供給のために、取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設等の水道施設の浄水処理過程や、運搬過程で使用される資材のことです。その浸出試験とは、安全な水道水供給のために「水道用資機材」が水との接触によって、水質に悪影響を及ぼす物質が溶けださないか否かを確認する試験になります。

評価の基準は、水道法第5条の施設基準に基づいた「水道施設の技術的基準を定める省令」によって定められ、試験方法としては、厚生省告示法に基づいて行います。

【浸出試験の概要】

浸出試験は、試験用に pH、硬度、アルカリ度、残留塩素を所定濃度に調整した擬似水道水(浸出用の水)に、試験片を一定時間接触させることによって得られた浸出液が浸出基準に適合するか否かの評価を行います。

具体的な試験の流れを右図に示します。



図：浸出試験の流れ

【コンディショニング】

コンディショニングとは、採水して得られる浸出液が定常状態になるよう擬似水道水を交換する操作のことで、本番の浸出試験の前処理的な操作です。なお、材質、構造等によりコンディショニングを行わなくても、基準に適合することが明らかな場合は、省略することも可能です。

資機材の種類に応じたコンディショニング等の条件について、以下の表に示します。

表：コンディショニング及び浸出時間

資機材の種類	コンディショニング条件	浸出時間
管・継手・バルブ類	14 日間(9 回以上交換、1 回の静置は 24 時間以上)	16 時間
表層用材料 (無溶剤)	24 時間静置×2 回	3 日間
表層用材料 (溶剤含む)	24 時間静置×2 回→7 日間静置×4 回	7 日間
濾材	1 時間静置×2 回	1 時間
粒状活性炭	1 時間静置×2 回	1 時間
その他	浸出用液で 3 回洗浄	16 時間

水道用器具や配管等の品質変更時の検査や定期的な検査を実施することによって、適正な水道水質維持に貢献することができます。

また、当社は(社)日本水道協会が定めた方法に基づく試験にも対応しております。

詳しくは、当社 分析担当者 野村、戸邊 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線414、295) までお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

